

障害福祉サービス事業所若竹は、特定処遇改善加算Ⅰを算定しています

- ・資質の向上として、サービス管理責任者研修、相談支援専門員の受講支援を行っています
- ・労働環境・処遇の改善として、健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備を行っています
- ・その他として、非正規職員から正規職員への転換実績があります
- ・加算の算定状況として、毎月の加算額を常勤換算数で除した額を、常勤換算数に乗じて、経験・技能のある障害福祉人材は他の障害福祉人材の2倍以上、他の障害福祉人材は、その他の職種の2倍以上の手当額を夫々支払っています
- ・対象外である管理者及びサービス管理責任者にも、経験・技能のある障害福祉人材と同額を別に支払っています。
- ・特定処遇改善手当として、2019年12月25日（10月分）から支払を開始しました